

## 令和 2 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付 について

### 【社会教育法】

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人である  
否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事  
業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助  
金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文  
部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第  
百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項に  
おいて同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつて  
は教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれて  
いない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補  
助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制  
の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

### 【スポーツ基本法】

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の  
規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律  
第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）で  
あるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、  
あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令  
で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員（特定  
地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体  
育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、そ  
の長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を  
聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同  
法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

【補助金の交付を予定している社会教育関係団体】

1 柏市スポーツ振興補助金

	団体名	令和2年度 予定額（円）	令和元年度 補助額（円）
1	柏市体育協会	5,720,000	5,720,000
2	柏市女性スポーツ協会	418,250	418,250
3	柏市スポーツ少年団	1,137,000	1,137,000
4	柏市スポーツ推進委員協議会	1,262,000	1,262,000
5	柏市少年野球連盟	289,000	289,000

2 柏市生涯スポーツ団体振興補助金

	団体名	令和2年度 予定額（円）	令和元年度 補助額（円）
1	柏市インディアカ協会	44,000	44,000
2	柏市グラウンド・ゴルフ協会	44,000	44,000
3	柏市ショートテニス協会	44,000	44,000
4	柏市ターゲット・バードゴルフ協会	44,000	44,000
5	柏市ソフトバレーボール協会	44,000	44,000
6	柏市レクリエーション協会	44,000	44,000